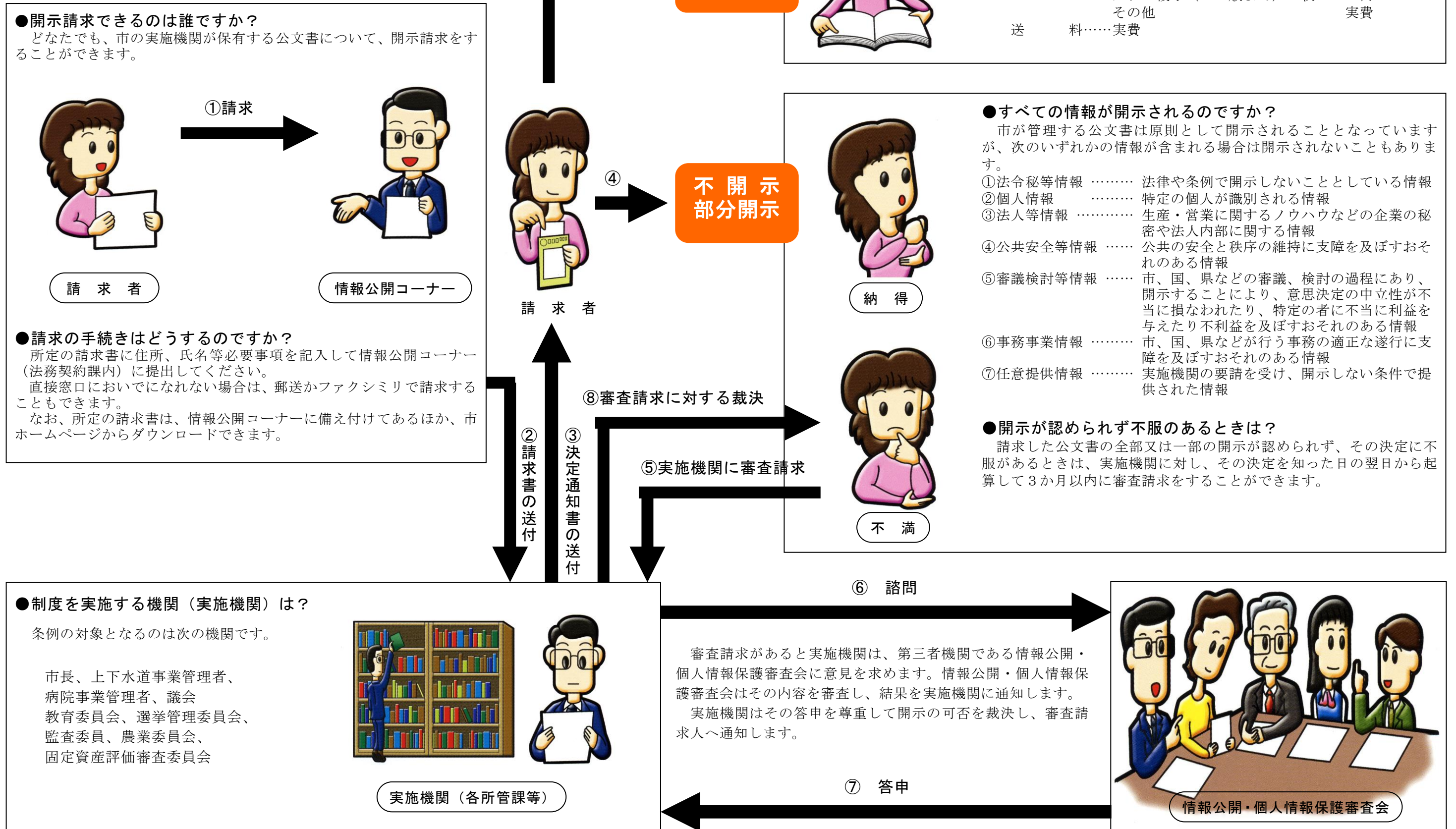


情報公開制度とは

市民の皆さんが行政運営や市民生活に関する情報を知りたいときや見たいときに、市の保有する公文書の開示を求めることができる制度です。

請求から開示まで



●開示請求できるのは誰ですか？
どなたでも、市の実施機関が保有する公文書について、開示請求をすることができます。

●請求の手続きはどうするのですか？
所定の請求書に住所、氏名等必要事項を記入して情報公開コーナー（法務契約課内）に提出してください。
直接窓口においでになれない場合は、郵送かファクシミリで請求することもできます。
なお、所定の請求書は、情報公開コーナーに備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

●制度を実施する機関（実施機関）は？
条例の対象となるのは次の機関です。

市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、議会教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

実施機関（各所管課等）

●開示の方法と費用負担は？
決定通知書でお知らせした日時・場所で、公文書の閲覧、視聴又は写しを交付します。写しの送付を希望することもできます。
ご負担していただく費用は次のとおりです。

閲覧、視聴……	無料
写しの交付……	白黒複写（A3版まで）1枚 10円
	カラー複写（A3版まで）1枚 50円
	その他 実費
送 料……	実費

●すべての情報が開示されるのですか？
市が管理する公文書は原則として開示されることとなっていますが、次のいずれかの情報が含まれる場合は開示されないこともあります。

- ①法令秘等情報 …… 法律や条例で開示しないこととしている情報
- ②個人情報 …… 特定の個人が識別される情報
- ③法人等情報 …… 生産・営業に関するノウハウなどの企業の秘密や法人内部に関する情報
- ④公共安全等情報 …… 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑤審議検討等情報 …… 市、国、県などの審議、検討の過程にあり、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれのある情報
- ⑥事務事業情報 …… 市、国、県などが行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑦任意提供情報 …… 実施機関の要請を受け、開示しない条件で提供された情報

●開示が認められず不服のあるときは？
請求した公文書の全部又は一部の開示が認められず、その決定に不服があるときは、実施機関に対し、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

⑥ 諮問

審査請求があると実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めます。情報公開・個人情報保護審査会はその内容を審査し、結果を実施機関に通知します。
実施機関はその答申を尊重して開示の可否を裁決し、審査請求人へ通知します。

⑦ 答申

情報公開・個人情報保護審査会